

✿ 京都府の特別支援教育について

平成26年度全国特別支援学級設置学校長協会 第3回 全国理事研究・研修協議会

京都府の特別支援教育について



平成27年1月29日
京都府教育庁指導部 特別支援教育課
指導主事 伊家 京子







清水寺

天橋立



京都タワー



大文字



障害者の権利に関する条約批准に係るこれまでの経緯



- | | |
|-----------|------------------------------------|
| ・平成18年12月 | 国連総会にて採択 |
| ・平成19年9月 | 署名 |
| ・平成22年7月 | 中央教育審議会「特別支援教育
の在り方に関する特別委員会」設置 |
| ・平成23年8月 | 障害者基本法改正 |
| ・平成24年7月 | 共生社会の形成に向けたインクルー
シブ教育システムの構築 |

のための特

別支援教育の推進(報

告)

- ・平成25年6月 「障害者差別解消法」成立
→平成28年4月施行予定
- ・平成25年9月 「学校教育法施行令の一部を改正する政令」
- ・平成26年1月 「障害者の権利に関する条約」
批准
2月19日～ 効力
- ・平成26年3月 「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」制定
平成27年4月施行(現在ガイドラインを作成中)

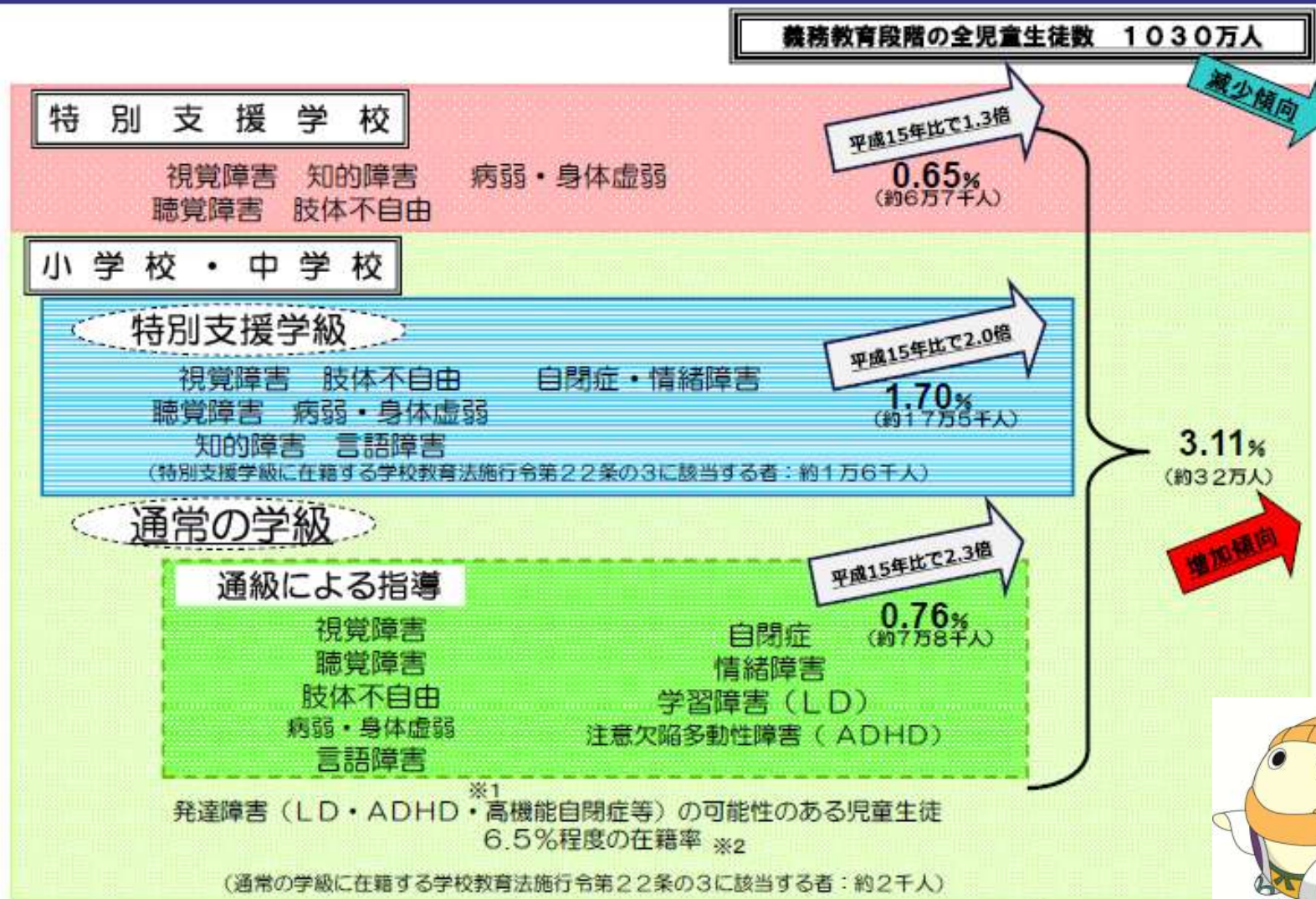


特別支援教育の現状



特別支援教育の現状

1. 特別支援教育の現状～特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)～



※1 LD(Learning Disabilities):学習障害、ADHD(Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder):注意欠陥多動性障害

※2 この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

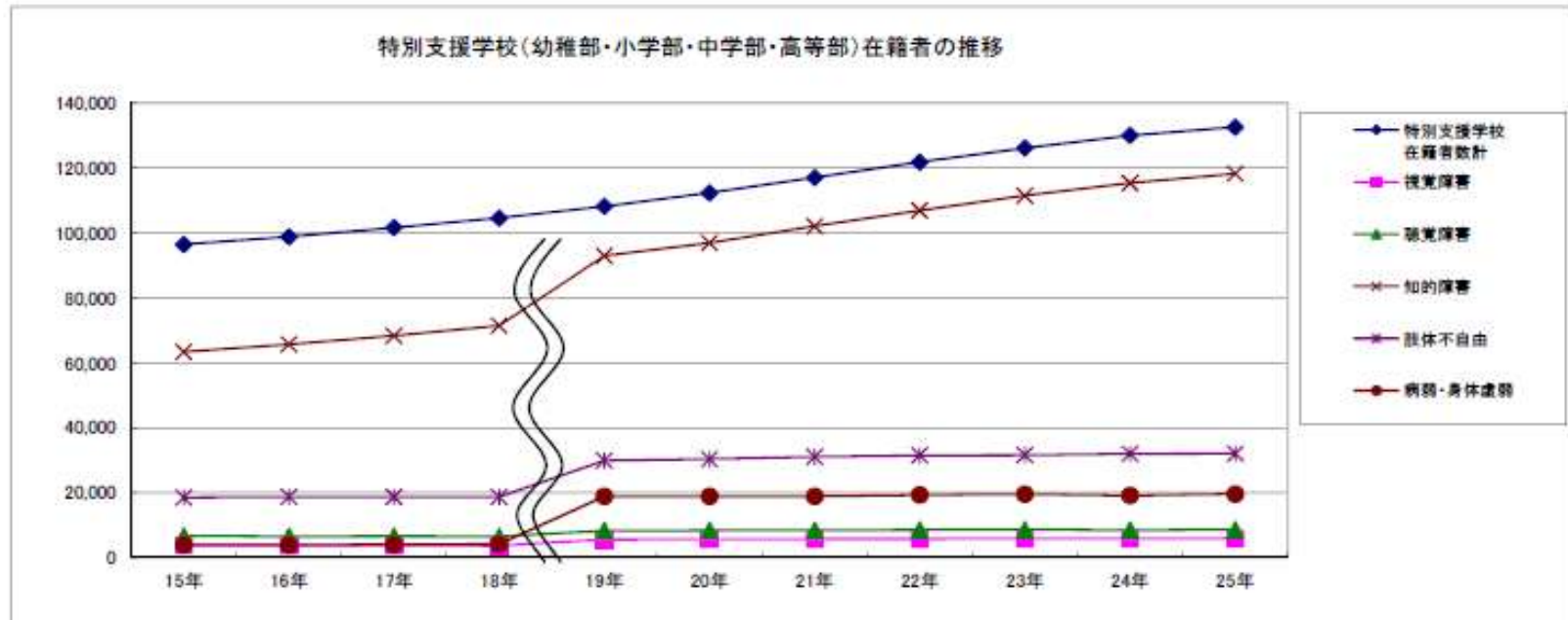


特別支援教育の現状

国

1. 特別支援教育の現状 ～特別支援学校の現状(平成25年5月1日現在)～

※平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。



	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	85	120	706	334	143	1,080
在籍者数	5,940	8,624	118,225	32,050	19,653	132,570

※注: 在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種別以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

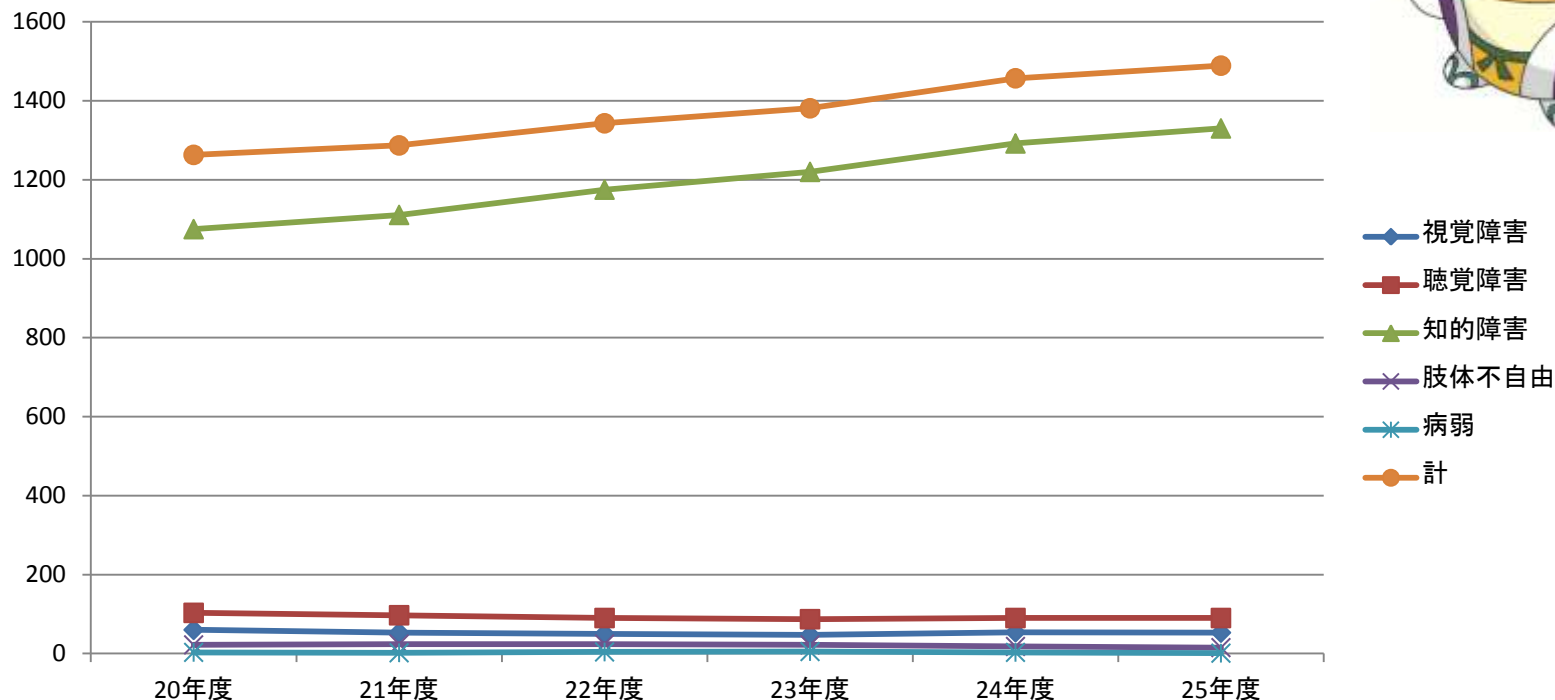
※注: 学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。



特別支援教育の現状



京都府内特別支援学校幼児児童生徒数の推移



府内特別支援学校幼児児童生徒数の推移						
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
視覚障害	60	53	50	47	54	53
聴覚障害	103	97	90	87	90	90
知的障害	1075	1111	1175	1220	1292	1330
肢体不自由	22	24	24	22	18	15
病弱	3	2	4	5	3	1
計	1263	1287	1343	1381	1457	1489

特別支援教育の現状

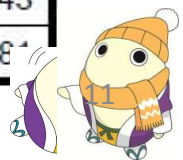


1. 特別支援教育の現状 ～特別支援学級の現状(平成25年5月1日現在)～

特別支援学級は、障害のある子どものために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。



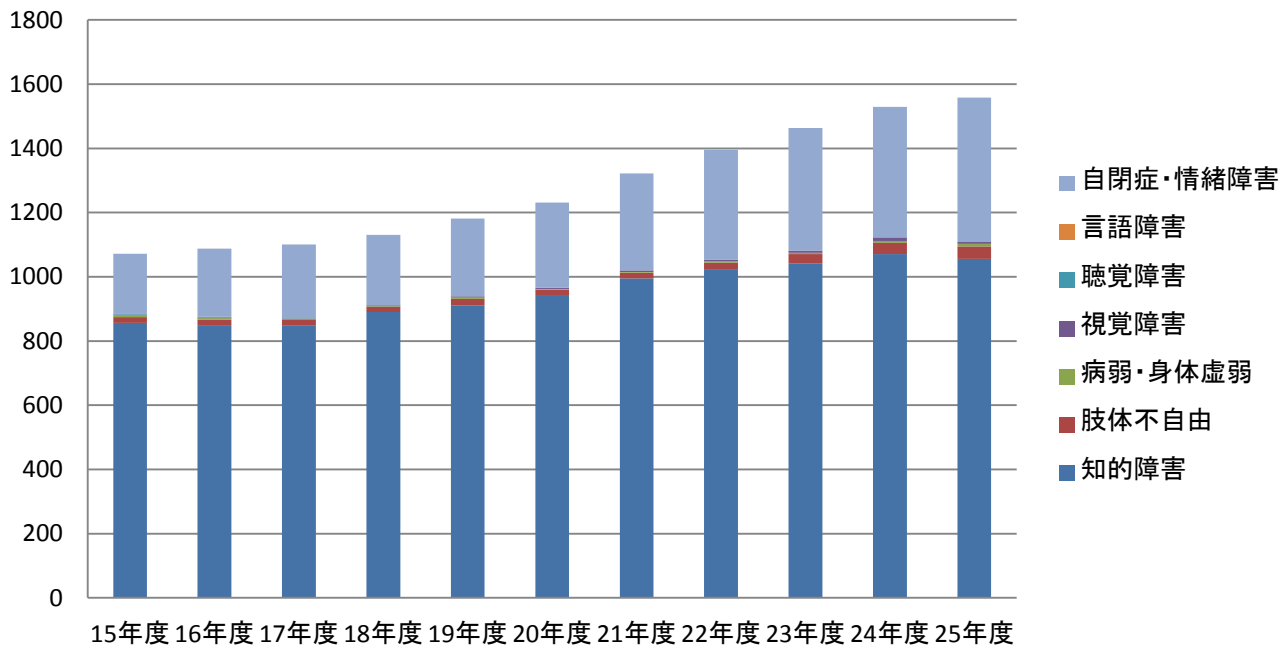
	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	23,912	2,706	1,488	365	888	562	19,822	49,743
在籍者数	90,403	4,299	2,570	442	1,400	1,651	74,116	174,881



特別支援教育の現状



京都府内特別支援学級在籍者の推移



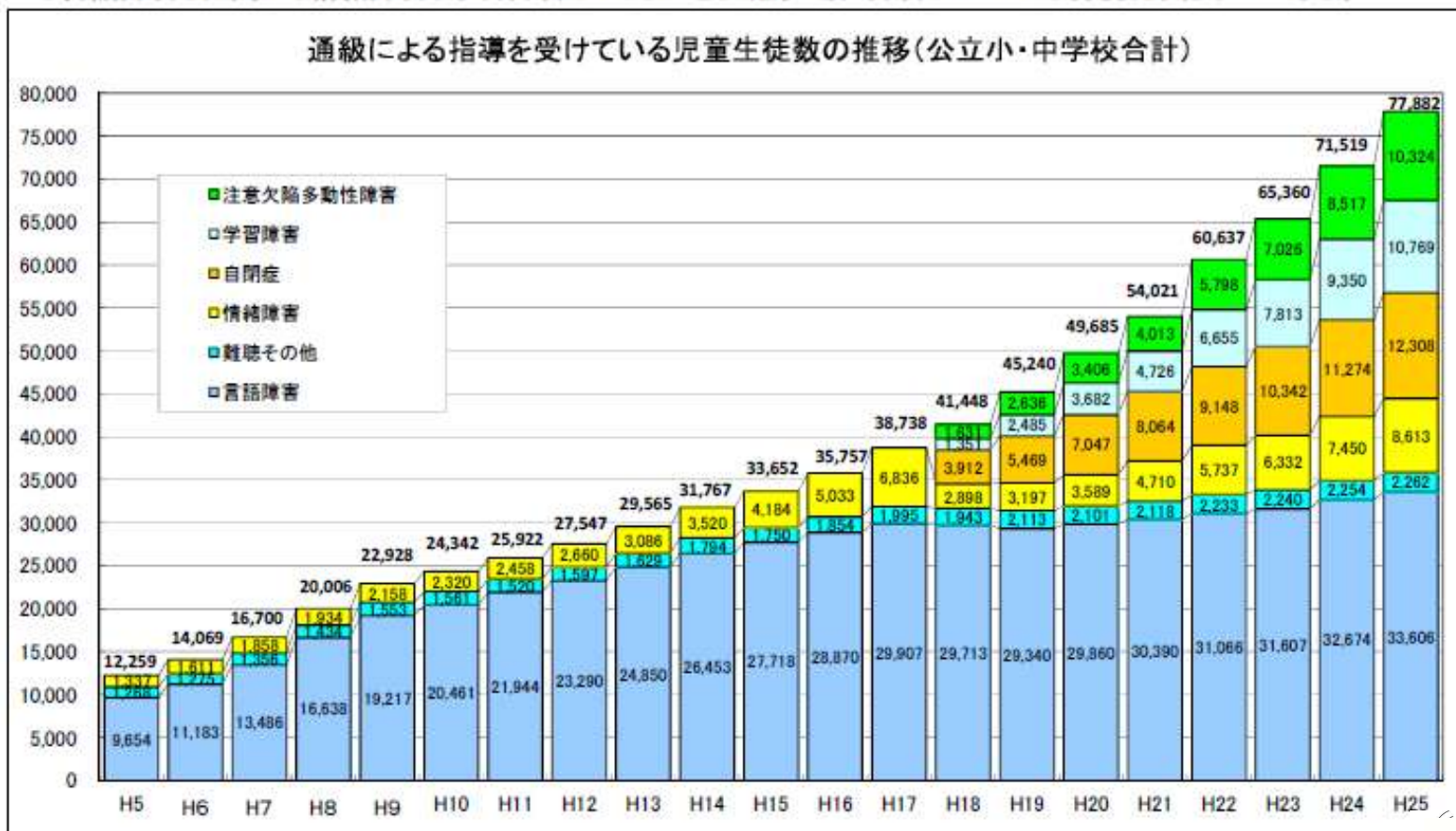
府内特別支援学級在籍者数の推移											
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
知的障害	856	849	847	890	911	943	995	1024	1041	1071	1056
肢体不自由	18	17	18	16	20	17	18	20	30	35	39
病弱・身体虚弱	6	5	4	2	4	2	2	4	4	6	8
視覚障害	2	2	1	3	4	4	5	5	7	9	6
聴覚障害	2	2	1	0	0	0	0	0	0	2	2
言語障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自閉症・情緒障害	188	213	230	219	242	265	302	343	381	406	447
合計	1072	1088	1101	1130	1181	1231	1322	1396	1463	1529	1558

特別支援教育の現状

国

1. 特別支援教育の現状 ～通級による指導の現状(平成25年5月1日現在)～

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある子供が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、弱視、難聴などである。



※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

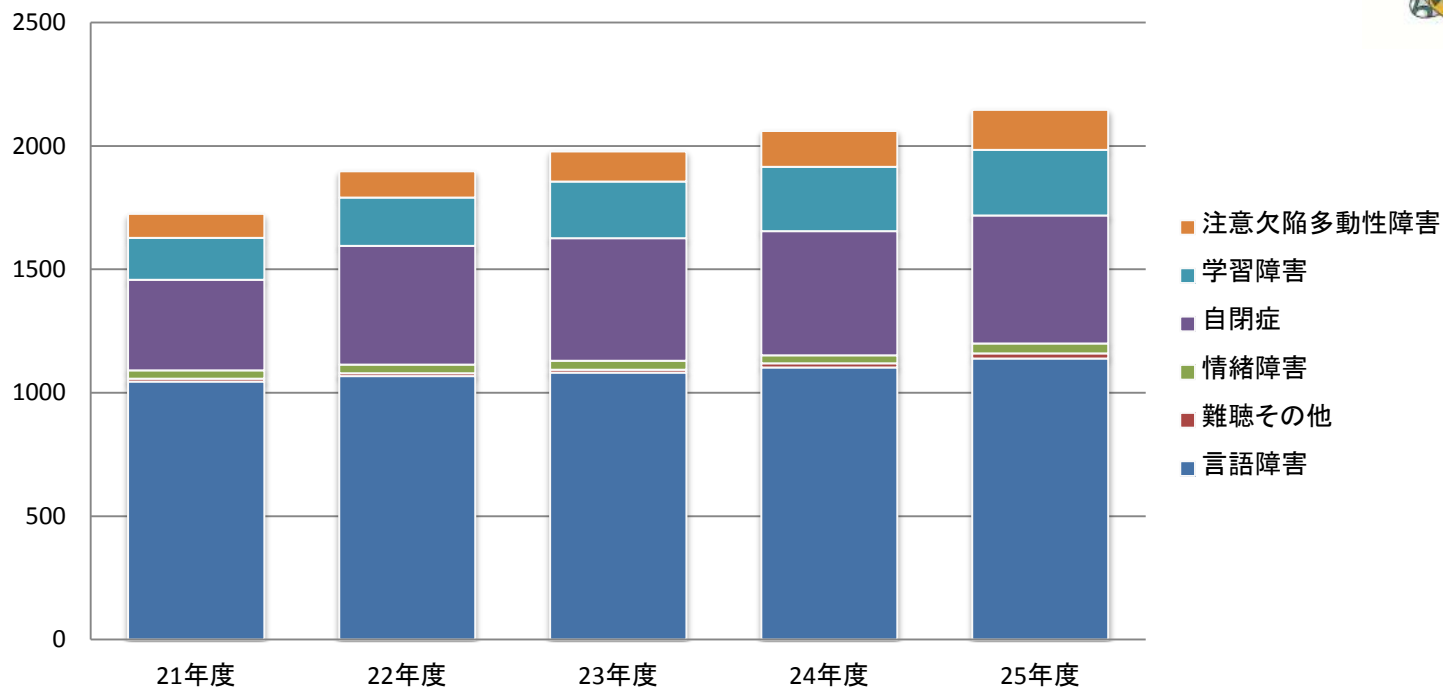
※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定



特別支援教育の現状



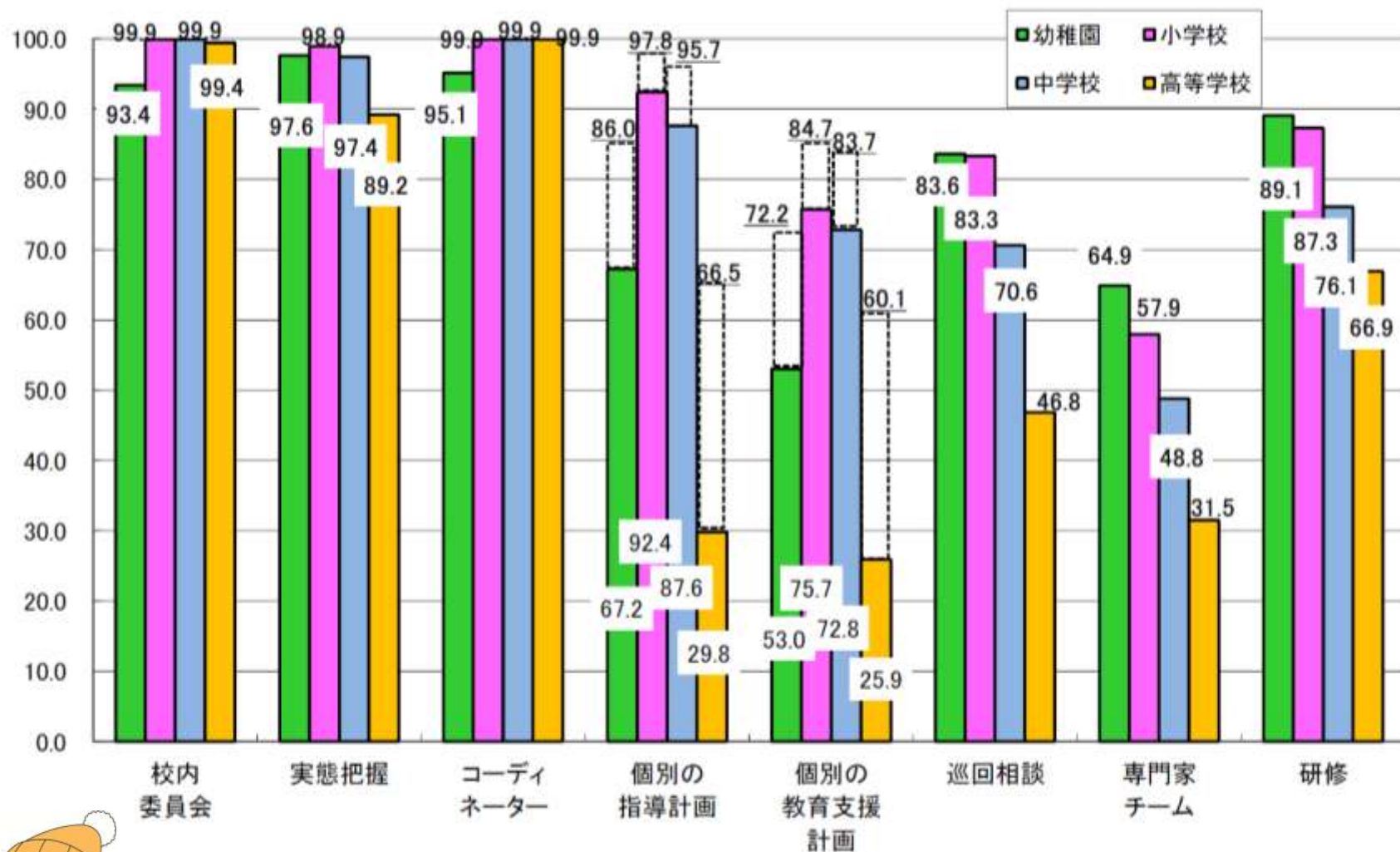
京都府内通級による指導の現状



	府内通級指導教室への通級児童生徒の推移					
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
言語障害	1046	1067	1082	1103	1139	
難聴その他	11	12	11	16	21	
情緒障害	34	35	36	33	40	
自閉症	366	481	497	502	518	
学習障害	171	196	230	261	266	
注意欠陥多動性障害	96	106	122	146	162	
計	1724	1897	1978	2061	2146	

全国

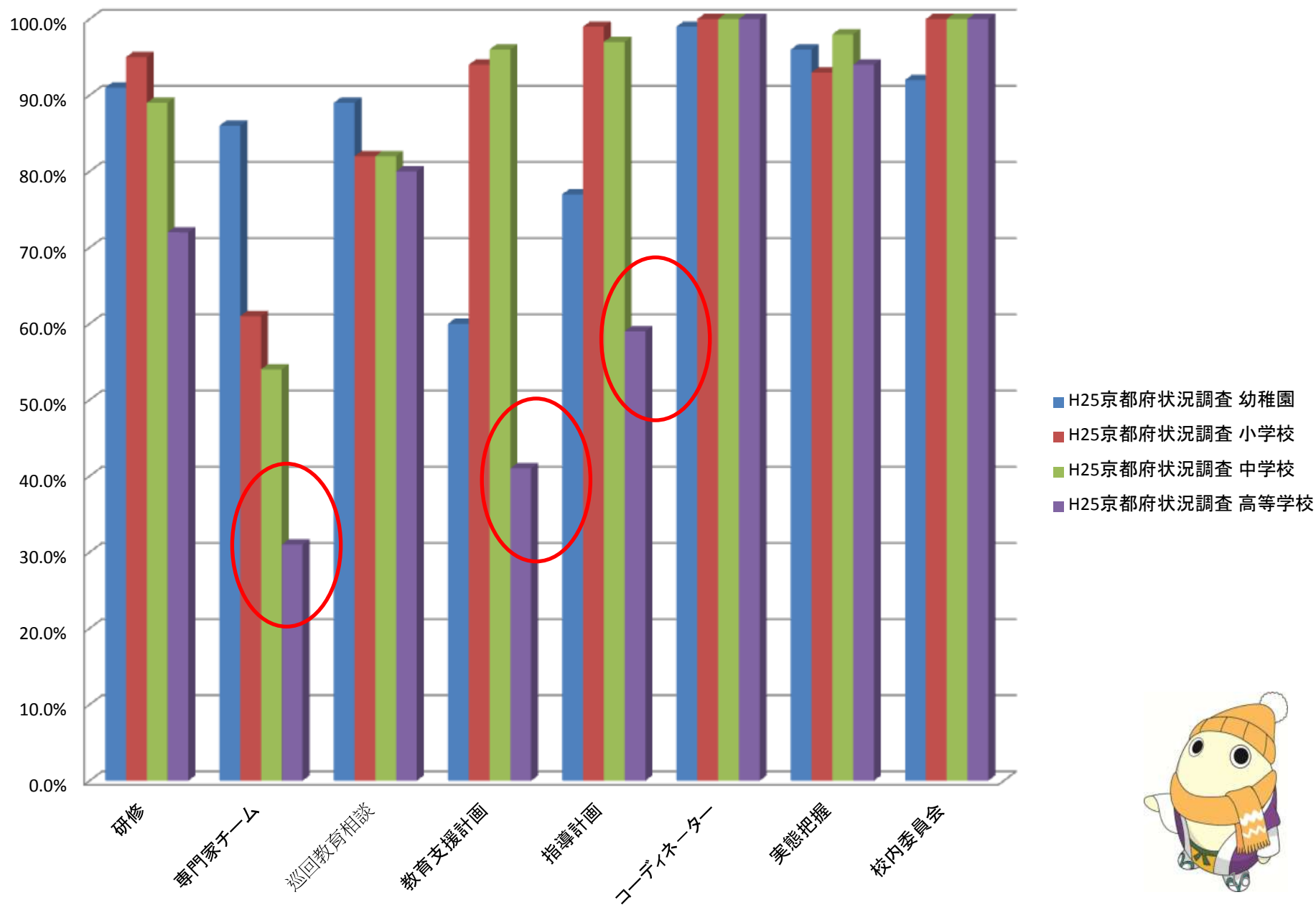
②公立・幼小中高別・項目別実施率－全国集計グラフ(平成25年度)



※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。



H25京都府体制整備状況調査



特別支援教育の現状

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(概要)

1. 調査の目的

特別支援教育が本格的に開始されてから5年が経過し、その実施状況について把握することが重要である。また、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムを今後構築していくに当たり、障害のある子どもの現在の状況を把握することが重要である。そのため、本調査により、通常の学級に在籍する知的発達に遅れはないものの発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を明らかにし、今後の施策の在り方や教育の在り方の検討の基礎資料とする。

2. 調査の方法

(1)実施主体

文部科学省が協力者会議を設け実施方法等について検討し、実施。

(2)調査時期

平成24年2月から3月にかけて実施。

(3)調査対象

全国(岩手、宮城、福島を除く)の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とする。

(4)標本児童生徒数

53,882人(小学校:35,892人、中学校:17,990人)

(5)回収数及び回収率

標本児童生徒数のうち、52,272人について回答が得られ、回収率は97.0%。標本学校数のうち、

1.

164校について回答が得られ、回収率は97.0%。

※留意事項

- ・本調査における「1. 児童生徒の困難の状況」については、担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーターまたは教頭(副校長)による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や、医師による診断によるものではない。従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。
- ・<行動面(「不注意」「多動性-衝動性」)>の質問項目については、株式会社明石書店の著作物である「ADHD評価スケール」を使用。よって、同社に無断で転載、複製、翻案、頒布、公衆送信を行うことはできない。



特別支援教育の現状

調査結果 < I. 児童生徒の困難の状況 >

質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の困難の状況のうち、主要なものは以下のとおり。

表① 知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合

	推定値（95%信頼区間）
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%（6.2%～6.8%）
学習面で著しい困難を示す A：学習面で著しい困難を示す	4.5%（4.2%～4.7%）
行動面で著しい困難を示す	3.6%（3.4%～3.9%）
B：「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	3.1%（2.9%～3.3%）
C：「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%（1.0%～1.3%）
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%（1.5%～1.7%）
A かつ B	1.5%（1.3%～1.6%）
B かつ C	0.7%（0.6%～0.8%）
C かつ A	0.5%（0.5%～0.6%）
A かつ B かつ C	0.4%（0.3%～0.5%）

図1 学習面

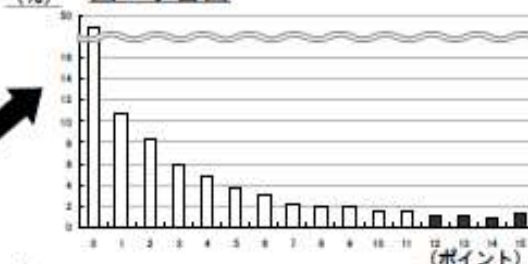


図2 行動面(不注意、多動性-衝動性)

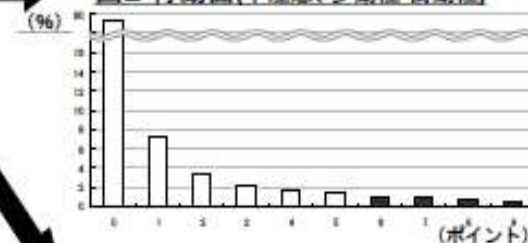


図3 行動面(対人関係やこだわり等)

